

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第20号」「議題第21号」については、人事に関するものであること、「その他③」については、公にすることにより率直な意見交換が損なわれることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和3年度9月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ その他① 令和3年9月定例県議会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

21番のひむか未来マイスター・ハイスクール事業に関して、お答えいただいていることはそのとおりだと思うのですが、私自身が県北地域で関わっている中で、少し感じていることがあるのでお話しさせていただきます。このマイスター・ハイスクール事業とは、民間企業の方と一緒に未来の子どもたちを育てるカリキュラムを作っていこうというものです。とても難しいと感じていることが、これからの生徒たちが、10年後、20年後社会に出て活躍するときには、時代がどう変わっているのか、それに向けて地元企業がどのように変わろうとしているのか、そこに必要な人材を今から準備して育てていくという点です。まず地元の企業としっかり話して、企業のビジョンや戦略についてお互いに話し合っ、統一したイメージを持った上で、カリキュラムについて考えなければなりません。今、必要な人材と考えてしまうとこれから先、大きくずれていく可能性があると思いますので、今一度、地元の産業界と話し合うということに時間をとっていただいて、進めていかなければならないと思っています。

高校教育課長

運営委員として関わっていただいておりますことに、御礼を申し上げます。委員がおっしゃられたように、今求められる人材というよりも、未来の人材像を描くために、運営委員会や事業推進委員会、学校と企業、地域が密着して、しっかり協議して新しいカリキュラムを開発していくように努めていくべきだと思いますので、そのように会議が進むように伝えていきたいと思っています。

高木委員

24番の課外指導のところ、朝課外の問題について質問されていますが、御回答

が「多様な学びの支援の在り方について、考える時期に来ていると認識しております。」とお答えされているのですが、現時点で多様な学びの支援の在り方についてどのように考えておられるのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長

課外が発足した当時は、一斉にという課外のスタイルがあったと思うのですが、現在はあくまでも希望制ということになっております。教育長が答弁されていますが、ICTの整備が進むと、自宅で演習を行う生徒もいれば、学校に出てきて、対教師で演習を受けたいという生徒もいるかと思えます。いろいろな学びのスタイルが、課外にも取り入れられてしかるべきと考えております。

高木委員

課外指導は、先生方が行うと思うのですが、土曜日は公務外になるということで、PTAの保険に加入するというのが25番に記載してあるのですが、公務外であっても労働時間になるのか、位置づけを教えてください。働き方も苦慮されている一方で、保護者の声に真摯に応えている先生方もいらっしゃる、とても大変だと思うのですが、いずれは課外をなくしたほうが良いと思ってるなど、現時点でのお考えや方向性を教えていただけたらと思えます。

高校教育課長

教員の働き方改革の問題もありますし、課外というのは教育課程外ですが、課外はPTAの保護者の要請を受けて実施しているものであります。課外を続けていくか、辞めるかという点につきましては、PTA総会以外にもPTAの会合がございますので、そこで生徒の実態や保護者の思い、教員の働き方改革の観点から、意見を出し合って今後の課外の在り方について考えていく必要があると思っております。学校によって実態は違いますので、各学校が方向性を決めていくと良いのではないかと考えております。

松田委員

一昨年度、高校等を訪問させていただいて、学校パンフレットにも朝課外の時間が明記されており、先生方も大変だと思ったんですけども、教育長の答弁でもあるように、課外は兼職・兼業の手続きを行った上で実施しているということで、県教育委員会も学校も先生方の勤務時間について考えていらっしゃると感じました。約50年前、私が通っていた高校は朝課外が無かったのですが、現在は36校中25校、朝課外を行っており、昔より、受験戦争が厳しくなったんだと感じました。質問なのですが、教職員の働き方改革ということで、時間外の勤務時間を45時間以内にするという目標を立てていると思うのですが、課外活動は、兼職・兼業としていることで、時間外の教職員の勤務時間にはカウントしていないということでよろしいですか。

高校教育課長

その点につきましては、ちょっと難しいところで、委員がおっしゃるとおり、正規の授業ではないのですが、学校に出てきているという点では、カウントしていると考えたほうが良いかと思えます。

松山委員

兼職・兼業の手続を行っているとしても、お仕事の中身が教育指導をするということ、場所と内容が同じということで、カウントされていると思いますし、時間外労働とみなされるかについては、検討されると思います。保護者の立場として意見を述べさせていただきたいのですが、私の子どもも県立高校に通っていたので、課外授業については、大変お世話になり、先生方には、負担になると思うのですが、熱心に御指導いただいて感謝しております。地方ですので、情報や、演習のレベルや程度を都会の生徒たちと同じレベルに上げていただくためには、塾やネットだけで十分かという保護者としては不安な部分があると思いますので、いろいろなことに配慮しながら、課外活動を継続していただきたいという保護者も多いのではないかと私は思っております。

教育長

課外の必要性について、子どもの意見と保護者の意見が違います。子どもの目線としては、朝が早くてきつい、何の目的で学ぶのか、何のために仕事をするのか、まだはっきりしないということが挙げられます。一方で、保護者の皆様からは、支援もいただいておりますし、「家で勉強をしないから、課外で鍛えてください」という声が現実としてあります。教育課程外の指導には、朝の課外に限らず、放課後の補習や面接指導、小論文の指導、資格取得の指導など月曜日から金曜日の8時から17時の勤務時間内の仕事以外に様々な教育活動があります。特に高校の教員は教育課程外の仕事が多く、時間外の業務として行っているという実態があります。なおかつ中学校と高校は放課後、土日と部活動がありますので、実際にどこまでが業務なのか、業務の仕分けが必要だと思っております。課外の活動や部活動が多く時間を占めていない、小学校や特別支援学校については、働き方もずいぶん改善されていまして、ありがたいと思っております。中学校、高校の部活動や高校を中心とした、進路指導をどう取り扱っていくのか、今の報酬との関連で整理ができないかと考えております。45時間というラインが、なかなか難しく、教育委員会の大きな宿題だと感じております。

松田委員

都市部の高校と地方の高校とで、教員なり学校の対応が違おうと思います。宮崎県の県立高校が頑張っているということは、一昨年度学校訪問をさせていただいて、十分理解しております。寝るのが夜中の3時で、睡眠時間が3、4時間であるという教職員のお話も聞きました。ここまでやらなければ追いつかないという、地方の高校の先生方の大変さだと思います。兼職・兼業ということで、賃金も出ますし、高校の先生方の長時間労働の解消にはならないけれども精神的な負担の軽減ができるのではないかと思います。働き方改革の中で、サラリーマンはメインの仕事と副業で分けると思いますので、PTAからお金をもらったものを勤務時間としてカウントしていいのか、勤務時間にカウントしなければ、働き方改革が進んでいるとみなされるのではないかと感じました。高校の先生方が頑張っておられるので良い方法がないのかと考えており、他県でも進学校は朝7時から勤務したりと大変だと思うのですが、働き方改革の面から見るとどうなのかと思って発言させていただきました。

教育長

本県の大きな課題ですので、来月のワーキンググループで今回の御意見を参考にさせていただきますと思います。ありがとうございました。

高木委員

ネットの問題の質問も多くありますが、18番のネットトラブル未然防止というのは、現実的には難しいだろうといろいろなお話を聞いて感じております。今の現実として、幼児期から、タブレットを触っています。裾野が広がっており、小中高生だけでなく、幼児期の子供たちが触らないということが大切だと思いますし、特に幼児期の子どもたちは触らなくて良いと思います。幼児期からタブレット等を触らせることで、目に刺激を与えてしまったり、自分で遊びを工夫したり、仲間と共有する時間を個の時間に埋没させてしまっていることをよく目の当たりにします。私が関わっているところでは、その危険性を伝えているので、そのような子どもたちはいませんが、スマホ依存症は、世界的にも社会保険の対象になるくらいの問題になっている現状がありますので、知事部局とも連携しながら、小中高生だけではなく幼児期にもアピールしていかなければならないと思います。保護者も触らせなくて良い時期に触らせており、小中高になるにつれて依存傾向になるという現状がありますので、依存症にならないように教育が必要だと思いますが、ネットは必要だと思います。GIGA教育やICTを考えると、メディアリテラシーというものを教育の中に位置づけ、依存症の子どもたちを生み出さないためにも、幼稚園や保育園、認定こども園ともしっかり連携していく時期は来ているのではないかと思います。トラブルというのは未然に防止できれば良いと思いますが、人間関係においてもネットにおいても、大事なことは子どもたちがトラブルを克服していくということだと思います。特に中高生は第二の大人の支えが必要なときであり、大人としてこのトラブルをどう考えていくか、生徒たちがどう受け止めていくか、未然に防ぐ教育をしながらも、トラブルからしっかり学んで、社会へ旅立ってほしいと感じております。

人権同和教育課長

前半部分の幼児教育については、新たな視点として参考にさせていただきたいと思っております。後半の部分につきましても、情報モラル教育の大切さをどのように啓発していくのか、地域に専門家等を派遣しまして、家庭も含めて子どもたちへの啓発の機会を設けているところもございしますが、強化を図っていかなければならないと改めて感じたところです。

木村委員

12番の消費者教育についてなのですが、ニュースを見ておりますと、民法の改正で、来年4月から成人年齢が引き下げられるということで、答弁の中でもありますが、「親の同意なくローンを組んで高額商品を購入することが可能になる」といったように保護者の同意がなくてもクレジットカードを作ったり、ローンを組んだり、心配なことが増えると思います。成人年齢が引き下げられるのであれば、高校では消費生活センターの出前講座があると記載されていますが、小中学校の義務教育のうちから、消費者教育をしていただくと、子どもたちもローン地獄などそういったものに巻き込まれないのではないかと思います。

義務教育課長

小中学校では主に家庭科の中で学習するのですが、十分ではございません。モデル校として、中学校と高校とが一緒に研究しているところもありますので、そういった取組を県内全ての学校に普及できるように、努めていきたいと思っております。

島原委員

いじめ問題に関してなのですが、宮崎県がいじめの認知件数が多いというのは早期に発見して、深刻化を防ぐということだと思いますし、不登校の生徒数については全国平均よりも低いということで、考え方としてはそのとおりだと思っております。しかし、いじめの認知からそれを解消していくためにも、いじめの内容について分析が必要だと思っております。例えばいじめと学力や学習習慣、生活習慣とに相関関係がないか、調べてみるですとか、認知件数が多くそれがデータとしてある以上、一步進んで解決に結びつけていくという動きが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

人権同和教育課長

御指摘のありました点につきまして、おそらく昨年度あたりもお話しいただいたと思います。令和2年度分の公表がありまして、現在詳細について県独自に、さらに細かく分析しているところであります。これから細かなデータをもとに、クロス集計等を活用しながら、分析してまいりたいと考えております。委員の御意見を参考にさせていただきながら、取り組んでいきたいと思っております。

教育長

いじめの認知や不登校につきましては、特に小学校が多くなっております。学級担任制という、一日中先生が教室にいないてはならないという仕組みが先生方にとって、大変だろうと感じております。中学校や高校になりますと教科担任制ですので、自分が授業に行かない時間が出てきます。その時間に困ったことがある生徒と話をすることができますし、その時間を使って専門家につなぐこともできますし、保護者の方とお話をする時間にも充てられます。しかし、小学校の先生は朝から夕方まで子供に張り付けていらっしゃるって、自分の時間もなかなかないという状況の中で、一人一人に対応するのはとても大変なことだと思います。そこをなんとかしていくためには専門家の力も必要ですし、いろいろな工夫をし、空き時間をつくることも大切ですし、教科担任制が進むと良いのではないかと感じております。学校全体で取り組んでいくことが大切ですし、手の空いた人が手助けに入らないと、上手くいかないと思っておりますので、何とか解決の道筋に御支援できたらと思っております。

松田委員

46番の人権教育、LGBTのところなのですが、本県においてはどんなささいないじめも見逃さないということで、人権教育について、他県に先駆けて、非常に細かいところまで指導を行ったり、目を配っていると思います。LGBTについても取り組んでいらっしゃると思うのですが、数字が気になったので、質問させていただきます。平成28年度から5年間の研修の数が、延べ数で小学校402回、中学校250回、県立学校93回と記載がありますが、県内の公立小中学校が約350校、県立も

5 2校あって、5年間で見たときにもっと研修してるはずだと感じました。本県は人権教育、同和教育を年に1回以上行うということが以前はあったと思うのですが、それを考えると年に3回から4回は研修を行っていると思います。その中でもLGBTに特化したもののみで集計を行ったのか確認したいのですが、よろしいですか。

人権同和教育課長

委員の御指摘のとおりを集計数でございます。各学校、人権教育を年間を通して行っておりますが、性の多様性に関わるものが、記載してある延べ件数となっております。実際には同和問題や人種の問題、外国人の問題だとか様々な課題を各学校で扱っておりますが、そういった数はそこには反映されていないと御理解いただけたらと思います。

松田委員

性の多様性に特化した研修はこれだけですが、他にも行っているということによろしいですか。

人権同和教育課長

はい。そのとおりです。

高木委員

68番の人材育成のところなのですが、人材育成は教員に限らず、どの業種も喫緊の課題だと思います。人材育成はこれからも大切で、特に教員という仕事は、働き方改革を進めながらも課外活動をしていかなければならないという現状と先生方の熱意があり、その他にもいろいろな問題があると思います。また、教員という仕事は非常にメンタル面で厳しい部分があると思います。特に新規採用の若い先生方は、自分の経験値が少ない中で、クラスをもち、担任をし、保護者とも向き合わなければならず、大変だと思いますので、子どもたちのケアはもちろんですが、教員のメンタルヘルスケアが必要だと思います。先生方が弱音を吐ける場所が必要ですし、弱音を吐くことで楽になるというのは、大人も子どもも同じだと思います。新規採用の方が精神的に追い込まれてしまったりですとか、特に真面目な人ほど追い込まれてしまい、仕事を離職せざるを得ない状況になってしまったり、休職に入ってしまうということは、人材の大きな損失になると思います。以前、相談できる窓口があるとお聞きしたような気がするのですが、取組が今どうなっているのか教えていただいてもよろしいですか。

教職員課長

初任者、特に若い大学卒の先生は精神的に追い込まれたり、悩んだりというのはよく聞いております。今まで先生と呼んでいたのに、先生と呼ばれることに怖さを感じるという声を聞きます。初任者研修ということで毎年数回行っているのですが、コロナの影響でこの2年間は全体で集まって対面で行うことが厳しい状況にありました。教育長の答弁にもありますように、特に校長先生からの御指導が必要だと感じております。初任者につきましては、平成30年度からメンター制度を取り入れて、チームで一人の先生を育てるという取組を行っております。初任者研修は一年間だったのですが、二年間の初期研修ということにして、負担を減らしながら、少しずつ学校に慣

れていくというかたちをとりながら、若い先生方を育てる仕組みをとっているところ
でございます。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

23、24ページの職業教育についてなのですが、先生方の御苦勞は大変なものだ
と思います。知的障がいのある方々でも働ける場というのは社会で作っていき
るのですが、そのためには、産業界と連携していく必要があると思います。産業界は
インターンシップ等を行います。企業の中で体験をしつつ、できることを探してい
く、あるいは仕事を切り分けていくということと一緒にすることで、企業側も理解で
きて、働く場を広げることにつながるのではないかと思います。なかなか大変だと思
いますが、そのような仕組みを時間をかけてでも構築していくことが大事だと思
います。

特別支援教育課長

この懇話会の御意見の中でも、学びの場をつくるだけではなく、就労に向けての支
援の体制ですとか、実際の産業現場等での実習の充実が重要であるということで、企
業と連携した実習ですとか、時代のニーズに対応した内容に転換していくことが求め
られていると、御提言いただいたところでもあります。実際に学校で企業と連携して、
実習をさせていただいておりますが、どうしても一部の事業所に限られてしまうとい
う現状がございます。さらに取組を進めまして、様々な企業で実習を行うことができ
るようになり、学校が企業を招いて、説明会を行ったりする中で、子どもたちの状況
をよく理解していただいて、どのような仕事であればできるのか、どのような支援や
配慮があれば、一緒に働くことができるのか、理解を深めていただけるように進めて
いきたいと思っております。

島原委員

業界団体ともしっかりと連携をとっていくということが大切だと思います。私は工業
会というところに所属しており、我が社でも障がいのある方の受け入れをしています
。しかし、実際に来ていただいて、みんなの中に溶け込んで業務を行っていたり、自

分のできることを全力で行っている姿を見ると、双方に良い影響があるのではないかと感じております。

特別支援教育課長

今年度は、地域に発信する特別支援学校という事業を通して、「ともにはたらくガイドブック」というものを作成しているところでございます。障がいのある特別支援学校の卒業生を採用したいと希望している企業に対して、ガイドブックを配布しまして、どのように採用まで手続きを進めていったら良いのか、手順や申込み方、具体的な内容について冊子にして取りまとめをしているところでございます。その編集にあたっては、企業の方にも編集委員として入っていただいております。まだまだ啓発が足りない部分があると思いますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

高木委員

働けるようになるということは、社会参加という意味でも大事な視点になると思いますし、働き方もいろいろあって良いのではないかと思います。ハンディを有する方々が、週一回の就労でなければ厳しいですとか、朝方だったり、どちらかという夕方から元気が出るなどの、精神的なものを含めたそのときの体調を考えたときに、一般就労の方に合わせようとするとなかなか難しく、就労できる人がごく少数の方になってしまうのではないかと思います。合理的配慮は社会側に求められているもので、事業者側が働き方の形態を広げていくことが大切だと思います。一日八時間労働で休憩一時間という形態での勤務は難しい人のほうが多い現状があると思います。週一日なら働けるけど、それだと雇用してもらえないということで社会参加が損なわれていると耳目します。福祉施設などは国の予算で助成制度もありますし、ハローワーク等の助成制度もあります。いろいろと広げていけば、いろいろな働き方で社会参加できる人が増えていくと思います。インクルーシブは、社会全体で考えていかなければならないと思っております。

特別支援教育課長

今までの就職というかたちは、八時間労働で、健常な方々と同じ働き方を目標にしていた部分が多くあったと思います。今の時代のニーズに対応していくことが重要になってきておりまして、例えば在宅勤務でICTを活用して、成果物を届けるですとか、高木委員がおっしゃったとおり、午前中だけの勤務ですとか、週に何日かの勤務ですとか、生徒の実態に応じて、自分はこのような勤務であれば可能であるということを実習等をとおして、明確にしていくことが大切だと思います。本人の特性や能力に応じて、最大限貢献できる力を企業の方々に知っていただいて、その力を発揮できる就職のかたちに結びつけることが、子どもたちの自己実現であるとか、自立や社会参加に向けて大切なことだと思っております。そのためには、本人がソーシャルスキルや、ライフスキルなど、必要なスキルを身につけ、自分の体調について説明したり、これならできるという自己理解を高めていくことも重要になってきます。そのようなことを含めて、新しい学びの場では、八時間の勤務時間を目指すだけではなく、様々な社会での自立に向けた力をつけていけるように、取り組んでまいりたいと思っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、11月18日、木曜日、14時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。